

～ 給与勧告の仕組みと本年の勧告について ～

令和4年10月
長崎県人事委員会

【内容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の仕組みと手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との比較
- 5 本年の給与改定について
- 6 最近の給与勧告の状況(行政職)
- 7 最近の給与水準(行政職)

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっている職員は、下表のとおりです。

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	令和3年 4月	令和4年 4月	増 減	令和3年 4月	令和4年 4月	増 減
行政職	4,232	4,204	△ 28	42.2	42.1	△ 0.1
公安職	3,056	3,033	△ 23	38.0	38.2	0.2
海事職	79	79	0	45.3	45.3	0.0
教育職(二)	3,190	3,163	△ 27	44.5	44.5	0.0
教育職(三)	7,432	7,337	△ 95	45.0	44.7	△ 0.3
研究職	177	175	△ 2	43.0	43.0	0.0
医療職(一)	24	23	△ 1	47.5	48.4	0.9
医療職(二)	235	226	△ 9	43.2	43.4	0.2
医療職(三)	126	123	△ 3	43.0	43.1	0.1
計	18,551	18,363	△ 188	43.1	43.0	△ 0.1

※ この表には再任用職員は含まない。

2 給与勧告の仕組みと手順

人事院の給与勧告と同じ仕組み

- ・公務員と民間の給与及びボーナスを調査した上で、精密に比較し、勧告を実施
- ・民間給与の調査(全国共通)は人事院との共同調査。比較の方法は人事院と同じ

民間給与の調査(実地) ※全国共通、人事院と共同調査

企業規模及び事業所規模が正社員50人以上の県内民間事業所388事業所のうちから人事院が層化無作為抽出法により144事業所を抽出

県職員給与実態調査

(個人別給与4月分)
行政職、公安職、教育職等を調査

事業所別調査

給与改定や諸手当の支給状況

賞与等の特別給の支給状況
(令和3年8月から
令和4年7月まで)

県職員の年間支給月数と比較

従業員別調査

事務・技術関係従業員の4月分実支給額
(工員等の職種は調査の対象外)

民間企業従業員と県職員(行政職)の4月分給与を精密に比較
(ラスパイレス方式による公民給与較差の算出)

情勢適応の原則
均衡の原則

※ ラスパイレス方式
役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士の給与を比較

給料表・手当の改定等の内容検討・決定

人事委員会報告・勧告

県議会

(改正給与条例の審議・決定)

給与条例等改正議案提出

県知事

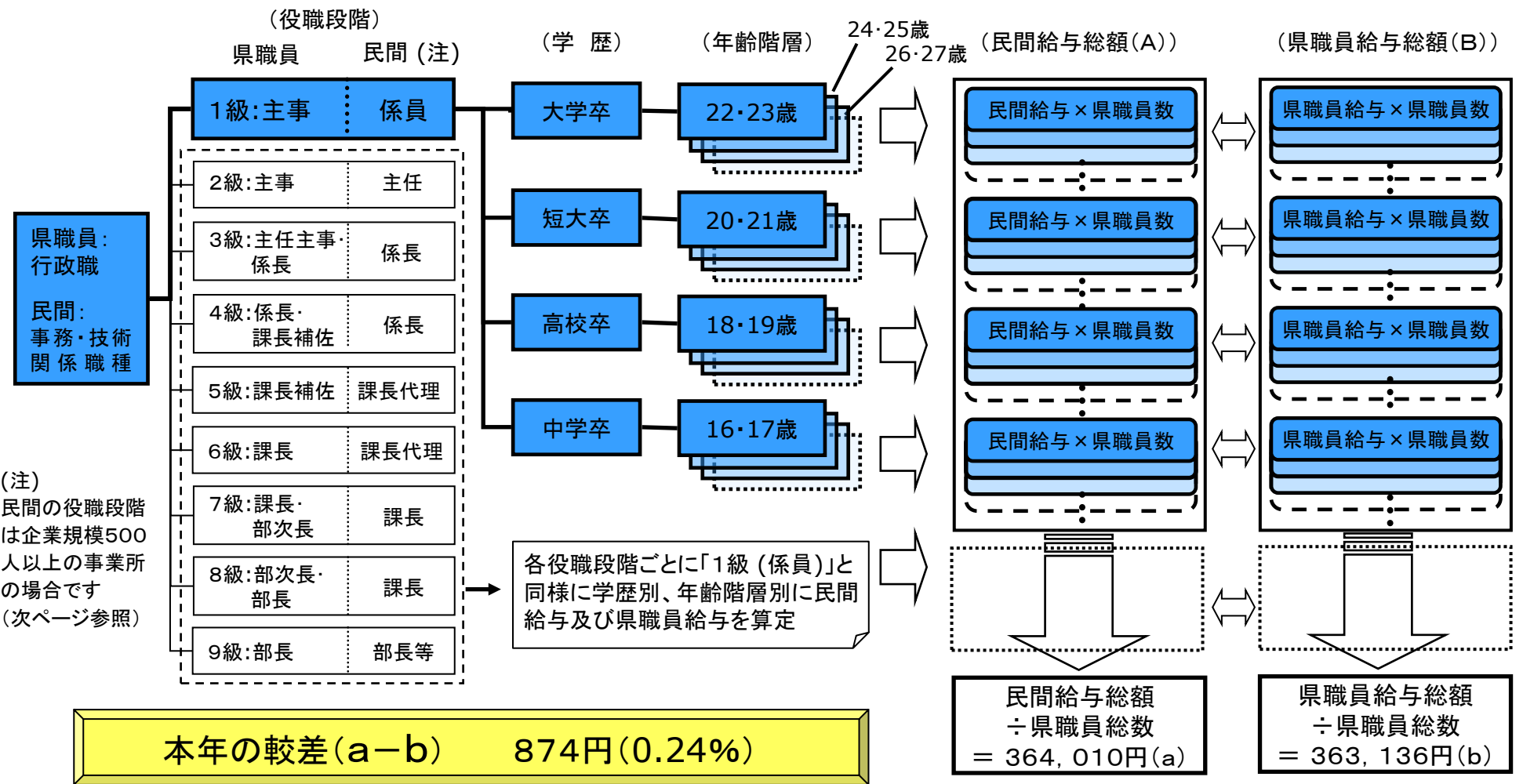
(勧告の取扱い決定)

人事院の給与勧告
他都道府県等の動向

3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



県職員:
行政職

民間:
事務・技術
関係職種

(注)
民間の役職段階
は企業規模500
人以上の事業所
の場合です
(次ページ参照)

(参考) 公民給与の比較における対応関係

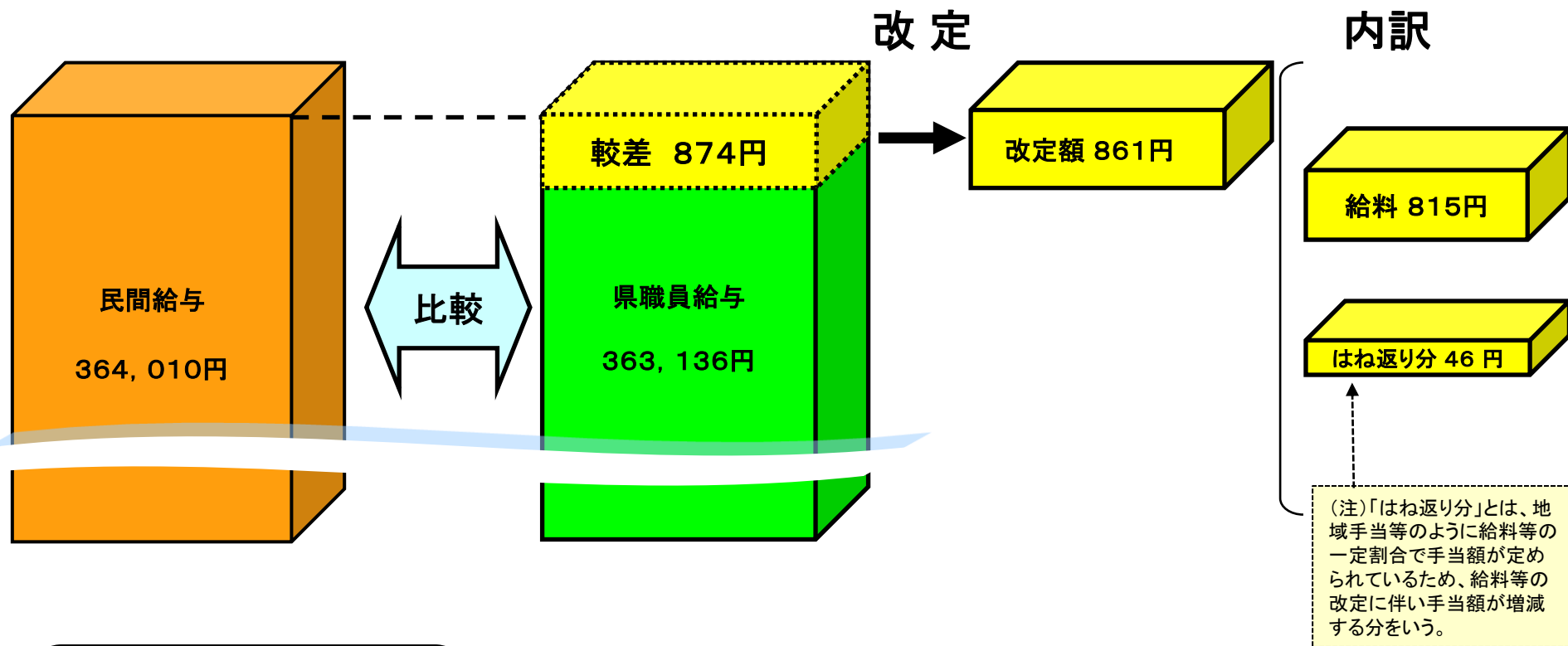
行政職給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長
5級			課 長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 民間給与との比較

月例給

民間給与が県職員の給与を874円上回っていました。



特別給(ボーナス)

民間の支給割合(4.40月)は県職員の支給月数(4.30月)を上回っていました。

5 本年の給与改定について(その1)

1. 給料表

行政職給料表は、人事院勧告の内容に準じ、以下のとおり初任給を引き上げ、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給についても所要の改定
その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し引上げ

○初任給(行政職)

大学卒	182,200円	→	185,200円(+3,000円)
短大卒	163,100円	→	167,100円(+4,000円)
高校卒	150,600円	→	154,600円(+4,000円)

5 本年の給与改定について(その2)

2. 諸手当

① 期末・勤勉手当(ボーナス)

年間の支給月数を現行の4.30月分から、0.10月分引き上げて4.40月分に改定

		6月期		12月期	
令和4年度	期末手当	1.20	月(支給済み)	1.20	月(改定なし)
	勤勉手当	0.95	月(支給済み)	1.05	月(現行0.95月)
令和5年度 以降	期末手当	1.20	月	1.20	月
	勤勉手当	1.00	月	1.00	月

5 本年の給与改定について(その3)

勧告どおりに改定された場合の1人当たりの改定状況(行政職)

給与月額

行政職(人員 4,204人、平均年齢42.1歳)

現 行	改定後	改定額	内 訳
358,657円	359,518円	861円 (0.24%)	給 料 815円 はね返り分 46円

(参考) 年間給与

現 行	改定後	改定額
5,871千円	5,921千円	50千円(0.85%)

実施時期

- ・令和4年4月1日
- ・ただし、令和4年12月に支給される期末・勤勉手当の支給割合については、令和4年12月1日から、令和5年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和5年4月1日から実施

6 最近の給与勧告の状況(行政職)

本県の平成19年から本年までの給与勧告の状況は下表のとおりです。

	月例給		特別給(ボーナス)		年間給与	
	改定額	改定率	年間支給 月数	対前年比 増減	増減額	率
平成19年	696円	0.17%	4.50月	0.05月	25千円	0.4%
平成20年	—	—	4.50月	—	—	—
平成21年	△978円	△0.25%	4.15月	△0.35月	△157千円	△2.4%
平成22年	△975円	△0.25%	3.95月	△0.20月	△98千円	△1.6%
平成23年	△1,745円	△0.46%	3.95月	—	△33千円	△0.5%
平成24年	—	—	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	3.95月	—	—	—
平成26年	863円	0.23%	4.10月	0.15月	70千円	1.2%
平成27年	787円	0.21%	4.20月	0.10月	49千円	0.8%
平成28年	520円	0.14%	4.30月	0.10月	45千円	0.8%
平成29年	489円	0.13%	4.40月	0.10月	45千円	0.8%
平成30年	620円	0.17%	4.45月	0.05月	29千円	0.5%
令和元年	417円	0.12%	4.50月	0.05月	25千円	0.4%
令和2年	—	—	4.45月	△0.05月	△19千円	△0.32%
令和3年	—	—	4.30月	△0.15月	△55千円	△0.92%
令和4年	861円	0.24%	4.40月	0.10月	50千円	0.85%

7 最近の給与水準(行政職)

本県の平成19年から本年までの給与水準については下表のとおりです。

	平均年齢	年間給与額				ラスパイレス指数 【給料の月額 国=100】	参考値
		改定前	改定後	改定額	改定率		
平成19年	42.9歳	6,626千円	6,651千円	25千円	0.4%	101.6	—
平成20年	42.9歳	6,587千円	6,587千円	—	—	101.7	—
平成21年	43.1歳	6,514千円	6,357千円	△157千円	△2.4%	101.2	—
平成22年	43.1歳	6,293千円	6,195千円	△98千円	△1.6%	101.0	—
平成23年	43.1歳	6,136千円	6,103千円	△33千円	△0.5%	100.7	—
平成24年	43.0歳	6,031千円	6,031千円	—	—	108.0	99.8
平成25年	42.9歳	5,975千円	5,975千円	—	—	107.3	99.2
平成26年	43.0歳	5,960千円	6,030千円	70千円	1.2%	98.9	—
平成27年	42.8歳	5,958千円	6,007千円	49千円	0.8%	98.1	—
平成28年	42.5歳	5,935千円	5,980千円	45千円	0.8%	98.5	—
平成29年	42.4歳	5,938千円	5,983千円	45千円	0.8%	98.5	—
平成30年	42.3歳	5,956千円	5,985千円	29千円	0.5%	98.2	—
令和元年	42.2歳	5,975千円	6,000千円	25千円	0.4%	—	—
令和2年	42.4歳	6,003千円	5,984千円	△19千円	△0.32%	98.2	—
令和3年	42.2歳	5,953千円	5,898千円	△55千円	△0.92%	98.2	—
令和4年	42.1歳	5,871千円	5,921千円	50千円	0.85%	98.2	—

※「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。